

芦屋町教育委員会会議録

令和6年第1回定例会

日時 令和6年1月5日(金) 10時00分 ~ 11時25分

場所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	教育長職務代理者	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	森 山 真 奈 美
	委 員	佐 伯 慎 也

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香

「書 記」	学校教育係長	原 田 聡 太
-------	--------	---------

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

議案第1号 芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定
について

議案第2号 芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定
について

第4 協議事項

第5 報告・連絡

- スクールアドバイザー（仮称）の導入について
- 芦屋町放課後塾（仮称）の実施について
- 令和5年度小中学校卒業式及び修了式の日程について
- 令和6年度小中学校始業式及び入学式の日程について
- 1月、2月の行事予定について

第6 その他

学校教育課長 本日、三柵教育長は体調不良により出席できませんので、令和6年1月教育委員会定例会の議長につきましても、教育長職務代理者である長戸委員にお願いいたします。

「開会宣告」

教育長職務代理者 ただいまから令和 6 年第 1 回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

— 開会宣告 10 時 00 分 —

「会議録署名委員」

教育長職務代理者 本日の署名委員は、井上委員と森山委員にお願いします。

第 3 教育長提出議案

議案第 1 号 芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第 2 号 芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長職務代理者 議案第 1 号と議案第 2 号は一括して審議したいと思いますよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

教育長職務代理者 議案第 1 号芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について及び議案第 2 号芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

学校教育課長 (議案第 1 号 芦屋町小中学校通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について及び議案第 2 号 芦屋町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」今回の改正には 4 つの主な点があります。1 つ目は、書面提出や郵送に加えて電子申請も可能にすることで、申請者の負担を軽減し、事務手続きを効率化します。2 つ目は、申請様式の変更で、高校生の通学費補助の申請書を定期券の半額補助用と定額 2 万円補助用の 2 つに分けます。3 つ目は、条文の整理で、分かりにくい表現を改めます。4 つ目は、実施期間を令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とし、町の他の補助事業の見直し時期と揃えます。補助の内容は、小中学生の定期券購入費の半額補助、高校生の定期券購入費の半額相当または定額 2 万円の補助として、基本的に継続します。

教育委員 今回電子申請を取り入れることによって、スマートフォンなどで申請ができるということですか。

学校教育課長 スマートフォンの画面上で質問に答えていく形で進めていくと、最終的に申請書が作成されるようになります。定期券の写し等の添付書類

- は、画像データとしてアップロードしてもらうことになります。
- 森山委員** 小中学生の通学費補助では、校長の証明が必要でしたが、この点についてはどのようになりますか。
- 学校教育課長** 申請書が提出された後、定期券購入を許可しているかどうかを学校へ照会する方式に改めます。これにより、保護者が補助金申請のために学校で証明してもらう手続きを省略するように考えています。なお、通学定期券を購入するために必要な証明書の発行は、これまで通り学校での手続きとなります。
- 教育委員** 電子申請をする際のマニュアルみたいなものはありますか。
- 学校教育課長** 今年4月からの施行を予定していますので、現在マニュアルを作成中です。
- 教育委員** 利用者に電子申請の方法を分かりやすく説明できるようにしていただきたいと思います。
- 教育長職務代理者** 他に質問や意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号及び議案第2号については、承認してよろしいでしょうか。

—満場一致で承認—

第4 協議事項について

教育長職務代理者 協議事項はありません。

第5 報告連絡事項について

●スクールアドバイザー（仮称）の導入について

教育長職務代理者 スクールアドバイザー（仮称）の導入について

学校教育課長 [スクールアドバイザー（仮称）の導入について説明。※資料のとおり]

[概要] 来年度から、学校や教育委員会の問題に対する初期対応において弁護士に関わっていただくことで、問題解決の迅速化と教職員の負担軽減を目指すため、町の新規事業として導入を考えています。業務内容は、教育行政に関する法律相談、新規訴訟対応の法律相談、そして教育委員会からの依頼事項の対応の3つです。芦屋町では、学校や教育委員会から直接弁護士に相談でき、また弁護士が学校や教育委員会の代理人として活動する人材を導入することを考えています。これは一般的なスクールロイヤーの役割を一步進めたものです。

教育委員 「スクールロイヤー」ではなく「スクールアドバイザー」という名称ですね。スクールロイヤーの方が、「法律の専門家」というイメージがしやすいと思うのですが、いかがですか。

学校教育課長 「スクールロイヤー」は学校運営上の相談に中立の立場で応じる人材

を指す一方、芦屋町では「スクールアドバイザー」が訴訟案件に発展する前の問題解決に関与し、学校や教育委員会の代理人としても活動することも想定しています。これは教育委員会版の顧問弁護士のような存在です。そのため、スクールロイヤーとは別の名称、スクールアドバイザーを使用しています。

教育委員 スクールアドバイザーという名前の弁護士という考え方でいいのですか。

学校教育課長 弁護士と契約する予定です。

教育長職務代理者 スクールロイヤーよりも一步踏み込んで、あえて名称を変えたということですね。

教育委員 スクールアドバイザーというと、弁護士だけでなく、いろいろな方が入ってくるように思えます。

教育委員 スクールアドバイザーという名称は、印象が弱いと思います。

教育委員 教育委員会の顧問弁護士と言ってもらう方がよいのではないのでしょうか。

教育委員 日本語の名称がいいのではないかと思います。

学校教育課長 よりよいネーミングがあればご意見をいただければと思います。

教育委員 県内で導入している自治体について、もう少し説明してください。

学校教育課長 水巻町は、町の顧問弁護士が変わる際、教育行政に関する部分を別の弁護士に委任したとのことです。他の自治体では、いわゆるスクールロイヤーとして導入しています。芦屋町では、水巻町に近い形での導入を想定しています。

教育委員 スクールアドバイザーに対して、学校の管理職がいつでも相談できるかどうかということが一番気がかりなのですが、その点はいかがですか。

学校教育課長 基本的には対面での相談のほか、メールや電話での相談にも応じていただくことを想定しています。今は、町の顧問弁護士に相談をしているのですが、町の顧問弁護士は教育委員会からの相談に応じる建前であるため、学校からの相談や弁護士からのアドバイスは全て学校教育課を間に挟んでの又聞きとなっているのが現状です。このため、学校から弁護士へ直接相談し、アドバイスを受けられる環境をつくりたいと考えています。

教育委員 弁護士が代理人として活動する場合は、どうなりますか。

学校教育課長 代理人としての活動が必要になった場合は、当該事件について委任する旨の契約を新たに結ぶこととなります。これは町の顧問弁護士が取り扱う場合と同じ考え方です。

●芦屋町放課後塾（仮称）の実施について

教育長職務代理者 芦屋町放課後塾（仮称）の実施について

学校教育課長 [芦屋町放課後塾（仮称）の実施について説明。※資料のとおり]

〔概要〕放課後に補習塾を開催し、学習効果の向上、学習困難児童の支援強化、自己学習習慣の定着を目指します。対象は小学5年生20人と中学2年生60人で、算数と数学の補習を行います。実施期間は令和6年9月から令和7年2月で、小学生は2週間に1度、中学生は週1度のペースで実施します。指導時間は1回60分、実施日は部活動が休みとなる水曜日を予定しています。小学校は中央公民館で、中学校は中央公民館または学校内で行います。この事業は民間の学習塾に委託する予定です。

- 教育委員** 対象人数について、小学5年生の人数が児童数に対して少なくありませんか。
- 学校教育課長** 小学校は3校ありますので、学校毎に1クラスずつ実施するのは規模的に難しいのではないかとということで、小学校は最低単位の20人で始めたいと考えています。
- 教育長職務代理者** 対象者の絞りが難しくなりますね。
- 学校教育課長** 応募者多数となった場合の選抜方法などの検討はまだできていません。募集をする際は、全家庭に一律に周知することになります。その際、あくまでも補充学習が趣旨であることを周知する予定です。
- 教育委員** カリキュラムを明確にすること、指導者には児童生徒の力をつけてくれる力量のある講師を派遣して欲しいということは要求していただきたいと思います。また「土曜学び合いルーム」とのすみわけも考えておいた方がよいと思います。最初の年でいろいろ問題が出ると思いますので、よく検討して実施していただきたいと思います。
- 学校教育課長** 委託業者はプロポーザルによる企画提案により決めたいと考えています。実際にどの単元を指導していただくかなど具体的なことは、委託業者や学校にも入っていただいた上で決めていくこととなりますので、本日いただきました委員のご意見も参考にさせていただきたいと思います。
- 教育委員** この事業に参加する児童生徒の費用負担はありますか。
- 学校教育課長** 児童生徒の費用負担は考えていません。
- 教育委員** 町として予算化をして実施するからには、どのような子どもが参加するにしても、勉強を一生懸命やろうという子どもたちにぜひ来て欲しいと強く思います。そのところの意識づけは、学校の先生方が子どもに呼びかけていくと思いますが、子どもたちにどのように呼びかけるかというのはすごく大事なのではないかと思います。
- 教育委員** 算数は小学校でできなかつたら中学校でもできないですよ。手厚くするなら小学校のほうがいいのではないかと思います。
- 教育長職務代理者** 全国学力・学習状況調査で成果を見たいというところが大きいのではないかと思います。
- 学校教育課長** 見える形で結果を検証するには、今できるのは、県の学力調査や全国学力・学習状況調査でみる必要があります。全国学力・学習状況調査

- は小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象としていますので、その前の学年である小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象にしています。
- 教育委員** 小学校の場合、低学年の段階からしっかり指導ができなければ、4 年生ではお手上げとなってしまいます。この点では学校が担うところが多くあるので、学校での指導をベースとし、放課後塾はそのベースにプラスするものとして考えておかないと、本末転倒になると思います。
- 教育長職務代理者** テクニク的な部分を教えていただいて、成果を見て、先生方がそれらのことをどのように感じ、どのように思うのかということも興味がありますね。
- 教育委員** 町としてここまで手厚く行うというのは、すごいことです。実施するからには、成果を上げてほしいと思います。
- 教育委員** 以前、「学校は学校、塾は塾」みたいなところもあったのですが、他の自治体で民間の学習塾を活用した事業が行われていることに驚きました。学力を定着させる意味で、この事業は、子どもたちにとっても保護者にとってもとても助かるものではないかと思います。いろいろ模索しながら、いい方向が見えてくるのではないかと思いますので、今回予算化されるのは、すごくよいことだと思います。
- 生涯学習課長** 会場について、中央公民館を想定されていますが、学び合いルームが始まったばかりのころ、役場の会議室を会場としていましたが、参加者から「集まりにくい」との声が寄せられ、利便性を考慮して町内の 3 公民館で実施する形になった経緯があります。また、毎週水曜日に実施する想定ですが、中央公民館 1 ヶ所で最大 4 クラスを入れるというのが、場所的に入らないのではないかと危惧しています。中央公民館だけではなく、町民会館の利用も検討されてはいかがでしょうか。保護者による送迎となれば、参加したくても参加できない家庭もあると思います。その辺りも検討していただきたいと思います。
- 学校教育課長** 会場の設定については、会場の利用状況を見ながら決めていきたいと考えています。
- 教育長職務代理者** いろいろご意見をいただきました。これらの意見を参考にして、事業をすすめていただきたいと思います。

●令和 5 年度小中学校卒業式及び修了式の日程について

●令和 6 年度小中学校始業式及び入学式の日程について

教育長職務代理者 令和 5 年度小中学校の卒業式と修了式と令和 6 年度小中学校の始業式及び入学式については、一括して報告してください。

学校教育課長 (令和 5 年度小中学校の卒業式と修了式について及び令和 6 年度小中学校の始業式及び入学式について説明。※資料のとおり)

[概要] 令和 5 年度の卒業式は、小学校が 3 月 14 日(木)、中学校は 3 月 8 日(金)です。

令和 5 年度の修了式は、小・中学校とも 3 月 22 日(金)です。

令和6年度の1学期始業式は4月8日(月)です。

入学式は、小学校が4月11日(木)、中学校が4月10日(水)です。

詳細が決まりましたら、改めて報告をさせていただきます。

●12月、1月の行事予定について

長戸教育長職務代理者 1月、2月の行事予定について

学校教育課長 (1月、2月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

生涯学習課長 (1月、2月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

第6 その他

長戸教育長職務代理者 その他について

学校教育課長 「芦中だより」を配布させていただいていますので、ご確認をお願いいたします。

「秋川雅史 先の風になってコンサート」のチラシ原稿を配布しています。2月17日(土)14時開演、場所はあしや夢リアホールです。このイベントでは芦屋中学校の生徒が秋川さんと一緒に「千の風になって」の合唱を行います。なお、1月16日(火)に、秋川さんが芦屋中学校へ来られ、合唱の指導をされることになっています。

教育委員 各学校の学校だよりも配布していただきたいです。

教育長職務代理者 芦中だよりも含め、紙ベースでなく、メール配信でいいと思いますので、事務局において検討をしてください。

「閉会宣告」

2月の定例会は2月2日(金)9時00分から開催します。

3月の定例会は3月1日(金)13時30分から開催します。

— 閉会宣告 11時25分 —

会議録署名人 教育委員

会議録署名人 教育委員

学校教育課長